

基本事業コード	34010001	担当課所名	固定資産評価審査委員会
基本事業名	固定資産評価審査事務		
総合振興計画の位置づけ	分野	6	行財政運営
	政策	2	財政運営
	施策	-	-
総合振興計画 76 ページ			

基本事業の概要	固定資産課税台帳に登録された価格に対して不服がある場合の審査の申出について、固定資産評価審査委員会が審査し、審査の決定を行う。
---------	---

対象	固定資産納税義務者
意図 (対象をどのようにしたいか)	審査の申出に対し、適正な審査を行う

基本事業指標	指標の算式	単位	評価年度(28年度)			30年度 目標値	他団体の指標(数値)
			27年度 過年度実績値	目標値	実績値		
審査の申立てに対する未処理、未解決件数		件	0	0	0	0	

◆基本事業を構成する事務事業の実績◆

枝番号	事務事業名 (★=実施計画事業)	指標			28年度	単位	事務事業評価 30年度以降の 事業の方向性 コスト・成果	重点化
		事業費(円)			目標値(上段)			
		27年度決算額	28年度決算額	29年度予算額	実績値(下段)			
01	固定資産評価審査委員活動事務	指標: 審査件数			0		A	◎
		49,400	38,480	243,000	0		維持 維持	
02	事務局運営事務	指標: -			-		A	
		13,240	13,360	20,000	-		維持 維持	
03		指標						
04		指標						
05		指標						
06		指標						
07		指標						
08		指標						
09		指標						
10		指標						
11		指標						
12		指標						
13		指標						
14		指標						

(参考) 最終予算額(円)		268,000	267,000
事業費の合計(円) (A)		62,640	51,840
財源内訳	国庫支出金		
	県支出金		
地方	その他特定		
	一般財源	62,640	51,840
正規職員	業務量	0.01人	0.01人
	人件費(B)	60,602	59,870
臨時職員 (事業費に含む)	業務量		
	人件費		
事業費合計(人件費込み) (円) (A)+(B)		123,242	111,710

【重点化欄】

◎: 評価時点以降の事業の方向性(コスト・成果)の状況から、特に重点化する必要がある事業(1つ以内)

○: 重点化する必要がある事業(2つ以内)

成果の方向性	拡充	×	C, B	B, C	C
	維持	×	B	A	×
	縮小	×	C	×	×
	休廃止	D	×	×	×
		皆減 縮小 維持 拡大 コスト投入の方向性			

◆評価◆

評価の視点	左欄に掲げる評価の視点から、基本事業の意図を達成するにあたって、どのような問題点を読み取ることができるか。
基本事業指標の分析	基本事業の「意図」を適切に数値化した指標になっているか？目標値の設定は適切か？また、実績値をどう考えるか？ 平成28年度は審査件数0につき、指標数も0となっている。
基本事業を構成する事務事業の妥当性	基本事業の「意図」を達成するため、事務事業は必要な事業のみか？(過不足がある場合は、改善提案に記載する。) 地方税法において、設置が義務付けられた執行機関であり、課税部門から独立事業を構成することは妥当である。
実施主体の妥当性	事業に対する民間(市民、企業、NPO)との役割分担や市の関与の仕方は適切か？ 固定資産評価審査委員会は、地方税法において設置が義務付けられた中立的な執行機関であり、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服について審査する規定が設けられている。

◆改善提案◆ (事中評価の際の改善提案を含む)



新規に実施する事務事業名	事業の概要	
表面の「基本事業を構成する事務事業」の重点化欄で、重点化する事業として選択した理由、また上欄の新規事業を実施する効果等を記述		
改善のため休廃止する事務事業名	休廃止する理由	
改善の方向性(具体的な改善提案)を記述(改善内容、始期、終期等)		昨年度左欄に記入した改善提案(上)とその実施状況(下)
予算を伴わない 短期的(1~2年)に 取り組む改善提案		
	行政改革大綱 【主な推進項目】該当状況	
予算を伴う 短期的(1~2年)に 取り組む改善提案		
	行政改革大綱 【主な推進項目】該当状況	
中長期的(3~5年)に 取り組む改善提案		
	行政改革大綱 【主な推進項目】該当状況	
改善により見込まれる効果、住民への影響に対するフォロー		

基本事業執行責任者 (担当課長名)	三橋 洋美	電話番号 0494-25-5225
----------------------	-------	----------------------